

令和5年度教職員用プリンター一式
賃貸借仕様書

令和5年9月

前橋市未来創造部情報政策課

(物品の納入場所及び期限)

第1条 調達する物品の納入先及び数量は、別表1のとおりとする。

2 納入及び機器の設置並びに設定の期限は、令和5年12月28日(木曜日)とする。

(賃貸借及び業務の期間)

第2条 賃貸借期間は令和6年1月1日から令和6年12月31日までとする。

(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

2 本調達は、条件付一般競争入札による賃貸借契約とし、第三者貸借方式とする。

(提出物)

第3条 賃貸借契約及び調達後の機器管理に使用するため、以下の各号に掲げる内容を記載した機器明細を作成し提出すること。

- 一 物品名称
- 二 製造事業者名
- 三 物品型番
- 四 製造番号、シリアルナンバーその他物品を一意に特定する番号
- 五 MACアドレス
- 六 単価
- 七 調達数量
- 八 販売価格
- 九 納入先拠点名
- 十 備考

(共通仕様)

第4条 調達するプリンタは、以下の各号に掲げる保守要件を満たした製品であること。

- 一 定期交換部品代及び消耗品代を含まない1年間の保守が付加されていること
 - 二 修理は訪問修理対応であること
 - 三 保守対応時間は平日9時から17時を含むこと
 - 四 故障時には速やかに修理できる体制であること。
- 2 前項第一号の保守は、オプション又は追加購入その他本体と別の商品である場合は、本調達に含め納入すること。
- 3 トナー及びインクの不足時には、各拠点においてその都度トナーカートリッジ又はインクカートリッジを消耗品として発注することから、従量制での使用料の請求が起らない内容で製品又はサービスを選定すること。
- 4 納入するプリンタは、個人情報を取り扱うネットワークとインターネットに接続するネットワークの双方で使用する可能性があることから、ハードディスクその他の補

助記憶装置を搭載していないこと。

- 5 各プリンタに設定するIPアドレスその他のネットワーク設定は、前橋市が別途指定する値を設定し納入すること。
- 6 製造事業者によりサーバOS (Windows Server 2019) 用のドライバが提供されている製品であること。
- 7 プリンタ用の印刷ポートとして、少なくともStandard TCP/IPポートを設定できる製品であることとし、製造事業者独自の印刷ポート以外の印刷ポートを許可しない製品は不可とする。
- 8 プリンタ機能の双方向通信を無効化できる製品であることとし、双方向通信が必須である製品は不可とする。

(職員室用レーザープリンタ)

第5条 各学校の職員室に配備し、教職員が校務で使用するプリンタを納品すること。

2 納品するプリンタは法人向けの製品であることとし、以下の各号に掲げる仕様を満たす製品であること。

一 色彩 モノクロ

二 プリント方式 レーザ方式

三 標準カセット

イ 用紙サイズ A4

ロ 対応する用紙の坪量 64.7g/m²程度

ハ 対応する用紙の種類 再生紙

ニ 給紙容量 250枚程度

四 増設カセット

イ 増設段数 1段

ロ 用紙サイズ A3

ハ 対応する用紙の坪量 64.7g/m²程度

ニ 対応する用紙の種類 再生紙

ホ 給紙容量 250枚程度

五 手差しトレイ

イ 給紙容量 50枚程度

ロ 対応する用紙の坪量 64.7g/m²から157.0g/m²程度

ハ 対応する用紙の種類 再生紙、郵便ハガキ、往復ハガキ及び封筒

六 両面印刷 必須

七 対応するプリント解像度 1,200×1,200dpi程度又は2,400dpi程度

八 対応する基本ソフトウェア

イ Windows 10 Pro 64bit

- ロ Windows Server 2019
- 九 インターフェース
 - イ USB
 - (1) 端子 Standard-A又はStandard-B
 - (2) 規格名 USB 2.0、USB 3.2 Gen 1 (USB 3.1 Gen 1、USB 3.0)、USB 3.2 Gen 2 (USB 3.1 Gen 2)、USB 3.2 Gen 2x2のいずれか
 - (3) データレート Hi-Speed
 - (4) ポート数 1
 - ロ Ethernet
 - (1) 規格 1000Base-T
 - (2) ポート数 1
- 十 印刷速度 A4片面モノクロ印刷時に毎分35枚程度

(職員室用インクジェットプリンタ)

第6条 各学校の職員室に配備し、教職員が校務で使用するプリンタを納品すること。

2 納品するプリンタは法人向けの製品であることとし、以下の各号に掲げる仕様を満たす製品であること。

- 一 色彩 カラー
- 二 プリント方式 インクジェット方式
- 三 標準カセット
 - イ 用紙サイズ A4
 - ロ 対応する用紙の坪量 64.7g/m²程度
 - ハ 対応する用紙の種類 再生紙
 - ニ 給紙容量 250枚程度
- 四 増設カセット
 - イ 増設段数 1段
 - ロ 用紙サイズ A3
 - ハ 対応する用紙の坪量 64.7g/m²程度
 - ニ 対応する用紙の種類 再生紙
 - ホ 給紙容量 250枚程度
- 五 手差しトレイ
 - イ 給紙容量 50枚程度
 - ロ 対応する用紙の坪量 64.7g/m²から157.0g/m²程度
 - ハ 対応する用紙の種類 再生紙、郵便ハガキ、往復ハガキ及び封筒
- 六 両面印刷 必須
- 七 対応するプリント解像度 1,200×1,200dpi程度又は2,400dpi程度

八 対応する基本ソフトウェア

イ Windows 10 Pro 64bit

ロ Windows Server 2019

九 インターフェース

イ USB

(1) 端子 Standard-A又はStandard-B

(2) 規格名 USB 2.0、USB 3.2 Gen 1 (USB 3.1 Gen 1、USB 3.0)、USB 3.2 Gen 2 (USB 3.1 Gen 2)、USB 3.2 Gen 2x2のいずれか

(3) データレート Hi-Speed

(4) ポート数 1

ロ Ethernet

(1) 規格 100Base-TX又は1000Base-T

(2) ポート数 1

十 印刷速度 A4片面モノクロ印刷時に毎分25枚程度

十一 インク 全色顔料インク

(プリンタの環境基準への適合)

第7条 調達するプリンタは、「前橋市環境物品等の調達の推進に関する方針」に基づき、以下の各号に掲げるすべての環境基準に合致する製品であること。

一 国際エネルギースタープログラムへの適合

二 エコマークの取得

2 前項の機器は、省資源及び再生資源の利用を促進するため、以下の各号に掲げる基準に適合した環境配慮設計製品であること。

一 資源有効利用促進法に基づくPCリサイクル又はグリーン購入法への適合

二 RoHS指令への対応

(プリンタの納入条件)

第8条 プリンタは以下の各号に掲げる作業を済ませ、本市教育情報基盤で使用できる状態で納入すること。

一 教育情報基盤に登録することから、MACアドレスを納入前に報告すること

二 増設カセットその他のオプション品を取り付けること。

三 本市が用意する設定仕様に基づき、納入時又は納入前にネットワーク設定をすること

四 ネットワーク経由で印刷ができることを確認すること

五 納入する機器は、新しい純正品とすること。

(事前作業に要する資源)

第9条 作業に要する場所は販売業者にて確保すること。

2 作業に要する機材、部材、資材又は消耗品は販売事業者にて確保すること。

(その他条件)

第10条 納入する機器を各拠点の職員室に設置すること。

2 前項の設置において、ダンボール、発泡スチロールその他の梱包材は、販売業者にて所定の手順で分別し廃棄すること。ただし、賃貸人が梱包材を含めて物品の返却を求めた場合は廃棄又は解体せず、納品時と同じ状態で発注者が指示する場所へ搬入すること。

3 機器の電源、LANケーブルその他のケーブルは、教職員又は児童生徒の手足への絡まりに伴う転倒又は機器の落下その他の危険を防止するため、製造業者の注意するところに従い被覆の損傷及び電磁誘導加熱その他の劣化の生じない範囲で結束をすることとし、床にケーブルを敷設する場合には、多数の資料又は荷物を積載した台車などの踏圧で断線しないようモールで保護すること。

4 新たに電源タップを設置する場合は、トラッキング及び引っ掛かりによる抜け防止のため、電源タップは机又はキャビネットその他の位置固定的な備品にマグネット又はねじにより留めること。ただし、OAフロアで既設ケーブル長が不足する場合又は開孔できない場合その他やむをえない場合はこの限りではない。

5 納品物の運搬又は搬入に要する自動車、台車その他の機材、資材又は部材は販売業者にて確保すること。

6 梱包を解いてから納品物の運搬又は搬入をする場合は、毛布、エアキャップ、ウレタン材その他の納品物を保護する部材を使い破損のないよう取り扱うこと。

7 各拠点への入退は、管理簿への必要事項の記入、入退証の着用その他各拠点の定める方法に従うこと。

8 納品した物品を各拠点の職員に報告し、確認を受けること。

(現行機器の回収)

第11条 各拠点で使用している以下の各号に掲げる物品を回収すること。物品を回収するスケジュールは発注者と調整の上、行うこと。また、場合によっては、回収日が納品日又は設定日と同日とはならず、令和5年1月以降となることもある。

一 平成30年度導入モノクロレーザプリンタ (OKI B841dn) 各拠点1台

二 平成30年度導入カラーインクジェットプリンタ (OKI C811dn) 各拠点1台

三 電源ケーブル 各拠点2本

2 回収した物品を処分すること。

(識別ラベル貼付)

第12条 納入する機器には、概ね前面上部の液晶パネル付近に識別用ラベルを貼付すること。

2 前項の識別用ラベルは、別紙1のレイアウト及び以下に掲げる各号の要件に従い作成すること。

一 使用するラベルライター brother 工業株式会社製 P-touch

二 使用するソフトウェア P-touch Editor

三 使用するテープ TZe-451

四 記載事項

イ 拠点名

ロ ホスト名

ハ 賃貸借満了年月日

ニ 物件納入者

ホ 物件賃貸者

五 一枚当たりのテープの長さ 3～4cm 程度

(賃貸借)

第13条 前条までの物件の賃貸借契約における賃貸借料の支払い方法は、四半期ごとの最終月（3月、6月、9月及び12月）に当該四半期分の賃借料を請求する（契約満了月の属する四半期においては、契約満了月）こととし、発注者は適式な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払う。

2 賃貸借契約の満了後は、発注者への譲渡は必要なく、納入者又は賃貸者の責任において当該物品を回収すること。この場合において、物品の回収は賃貸借契約期間満了後2か月程度の期間内に終えること。

(長期継続契約)

第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

別表1 対象拠点

| 項番 | 拠点名 | 所在地 | モノクロレーザプリンタ | カラーインクジェットプリンタ |
|----|--------|---------------|-------------|----------------|
| 1 | 敷島小学校 | 昭和町一丁目22-8 | 1台 | 1台 |
| 2 | 城東小学校 | 城東町一丁目35-7 | 1台 | 1台 |
| 3 | 天川小学校 | 文京町三丁目18-4 | 1台 | 1台 |
| 4 | 元総社小学校 | 元総社町一丁目33-11 | 1台 | 1台 |
| 5 | 細井小学校 | 下細井町67-1 | 1台 | 1台 |
| 6 | 原小学校 | 富士見町原之郷1933-1 | 1台 | 1台 |
| 7 | 時沢小学校 | 富士見町時沢3164-1 | 1台 | 1台 |
| 8 | 石井小学校 | 富士見町石井546-1 | 1台 | 1台 |
| 9 | 白川小学校 | 富士見町小暮2425-63 | 1台 | 1台 |
| 10 | みずき中学校 | 日吉町三丁目9-2 | 1台 | 1台 |
| 11 | 第五中学校 | 文京町三丁目20-5 | 1台 | 1台 |
| 12 | 第六中学校 | 総社町総社1762-1 | 1台 | 1台 |
| 13 | 明桜中学校 | 後閑町50-4 | 1台 | 1台 |
| 14 | 桂萱中学校 | 上泉町175 | 1台 | 1台 |
| 15 | 元総社中学校 | 総社町総社3060 | 1台 | 1台 |
| 16 | 木瀬中学校 | 小屋原町1811-1 | 1台 | 1台 |
| 17 | 富士見中学校 | 富士見町田島954-1 | 1台 | 1台 |